

～法令条文のお作法（その 1）～

法律や政省令を読むときには、法律文書独特のお作法を知っておく必要がある。なぜなら、そこには一般の文書とは少々趣を異にする厳然とした規則が存在する。もしそれを知らないで条文を読んだなら、内容を正確に理解することができない可能性があるためである。今回は、「又は・若しくは」の用法を中心に解説しよう。

以下は、建築基準法第 2 条第 1 号における建築物の定義に関する記述である。

『土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする』

ご一読いただき建築物とは何なのか、正確にお分かりになっただろうか。

まず、建築物とは土地に定着する工作物であるが、そのすべてではない。それ以降の記述において限定されている訳であるが、ここで、条文中に「又は」と「若しくは」が混在していることに注目したい。これらはいずれも英語の or に相当し、複数の要素を選択的に列挙するとき使用する接続詞である。そして、列挙された各項目をグループ分けしたとき、グループ間を繋ぐときには「又は」を、グループ内の項目を接続するときには「若しくは」を使用することに決まっている。同時に、それら列挙項目が多数ある場合には、A、B 若しくは C、D、E 又は F というような具合に途中は“、”で繋いで、最後に「又は」あるいは「若しくは」を置く規則になっているのである。前記例文では、“A、B 若しくは C”が同じグループで、他の各“C、D、E 又は F”と並列の関係にある訳である。グループ分けの基準は執筆者の考え方等によるので、理論的には、A、B、C、D、E 又は F と同値である。間接的に述べてしまったが、グループ分けしないときには「若しくは」は使用せず「又は」で繋ぐことになっている。「若しくは」が存在しているということは、各項目に対し一定のグループ分けがなされ、それらが選択的に並列していること目印なのである。また、最後の_____部分のように「その他…」で終わっているものを非限定列挙という。「その他」以降が具体的に限定されていないからである。非限定列挙の範囲内においては、原則として各列挙項目を“、”で繋ぎ、接続詞を使用してはいけないことになっている。そして、それら列挙された各項目は、前の地下若しくは高架の工作物内に設けられたものである。

これらの基準に従って建築基準法第 2 条第 1 号の条文を分解すれば、建築基準法でいう建築物とは、i) 屋根及び柱若しくは壁を有するもの、ii) 前記 i) に附属する門若しくは扉、iii) 観覧のための工作物、iv) 地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、…その他これに類する施設 の四つが浮き彫りになる訳である。



株式会社 東昭エンタープライズ

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-33 ニシダ第一ビル 3 階

TEL. 03 (3357) 6572 FAX. 03 (3357) 6573

<http://www.t-enterprise.co.jp>